

令和 7 年度
社会福祉法人三重県厚生事業団事業計画

1 基本理念と経営方針及び経営目標

基本理念

一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供するとともに、県民の高い信頼を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に貢献します。

経営方針

- I 障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。
- II 利用者一人ひとりのニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。
- III 地域の福祉ニーズに応えるため、専門性や資源を生かした地域における公益的な活動に取り組みます。
- IV サービスの提供を的確かつ持続的に行っていくため、信頼される経営基盤と運営体制の安定・強化を図ります。

経営目標

- I 障がい者の人権擁護と自立支援
 - ・利用者一人ひとりの人権を最優先し、その能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。
 - ・県民の障がいに対する正しい理解を促進し、障がい者差別の解消に貢献します。
- II 利用者に選ばれる質の高いサービスの提供
 - ・利用者の立場に立って、良質で安全・安心なサービスを提供します。
 - ・サービスの質の向上に向け、サービスの担い手である職員の質の向上や安全かつ快適な生活環境・利用環境の整備を進めます。
- III 地域社会への貢献
 - ・地域の多様な福祉ニーズを把握し、関係機関・団体等との連携・協働を図り、公益的な取組を推進します。
 - ・県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツを推進します。
 - ・地域から信頼と協力を得られるよう、コンプライアンスの強化・向上を進めます。
- IV 経営基盤の安定
 - ・サービスの向上と持続的な経営が可能となるよう、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。
 - ・経営の透明性を向上させるため、経営状況や財務状況を積極的に公表します。
 - ・適時適切に取組の評価を実施し、より効果的・効率的な経営を展開します。
- V 運営体制と人材育成の強化
 - ・人材育成方針に基づき、職員一人ひとりの意欲と能力を引き出し、さらなる育成を進めます。
 - ・採用、能力開発、評価、異動・配置を総合的に運用できる人材マネジメントを構築します。
 - ・職員の意見を聴きながら、働きやすく、働きがいのある職場づくりを進めます。

2 令和 7 年度事業計画

(1) 法人全体

令和 7 年度は、第六次中期経営計画の最終年度にあたります。掲げた目標の達成に向けて着実に取組を推進するとともに、達成に至らなかった目標に対する課題を明確にすることで、次期計画に繋げる必要があります。

令和6年度は、三重県いなば園での虐待事案を受けて令和5年12月から実施された、県による特別監査の結果を踏まえ、「三重県いなば園虐待防止改善計画」を修正しました。しかし、同年度に再度虐待事案が発生し、さらに個人情報の漏洩も発覚するなど、事業団の信頼を大きく損なうこととなりました。

こうした度重なる不祥事により、事業団の信頼を失っただけでなく、職員のモチベーションが低下し、離職者の増加や新規採用の困難化といった人材不足を招き、その結果、十分な障がい福祉サービスを提供することが難しくなるなど、負のスパイラルに陥っています。

これらの要因を調査・分析した結果、虐待の発生においては、強度行動障がいや自閉スペクトラム症等を有する利用者への支援力不足や、職員の協力体制の欠如、働きやすい環境整備の遅れ等の課題が明確になりました。また、個人情報の漏洩においては、職員の個人情報保護意識やコンプライアンス意識の低さ、セキュリティ対策面の課題が明確となりました。これらの課題は、いなば園に限ったものではなく、法人全体の問題として認識しています。

このことから、令和7年度は、県やコンサルタント等の第三者の協力も得ながら、職員一丸となって取組を進めることで、失った信頼を回復させるとともに、健全な経営の立て直しを図っていきます。

法人の基本理念に掲げる「県民の高い信頼」を得るためには、職員一人ひとりが高い意識を持って専門性の向上に努め、障がいのある方々が真に求めるサービスの提供に誠実に取り組むことが必要不可欠であると考えます。

これを機に、三重県いなば園（以下、「いなば園」という。）及び三重県身体障害者総合福祉センター（以下、「身障センター」という。）では、それぞれの施設の存在意義を再確認し、そのあり方を見直すことで、関係者の皆様にとって必要とされる施設づくりを推進していきます。

① 顧客の視点

近年の度重なる不祥事を受け、失った信頼を回復させるべく、虐待防止対策の推進や個人情報保護の徹底など、法人のガバナンス強化を最優先課題として掲げて取り組みます。

また、限られた資源を効率良く活用することで、利用者のニーズに即した安全で質の高いサービスを提供できるよう、職員の専門性向上を図るとともに、施設・設備の改修やインカム等のICTの活用による業務改善を推進します。

特にいなば園では、通所サービスの一部を休止して、入所サービスにおける職員を充足させることで、安全で質の高いサービスの提供及び施設利用率の向上に努めるとともに、地域ニーズや将来見通しをもとに、事業所の再開を含めた園のあり方を検討していきます。身障センターでは、令和8年度から始まる第5期指定管理者に選定されるよう、利用者ニーズに応えるとともに、新しい福祉社会づくりに貢献する業務計画を提案します。

さらに、当事業団の専門性や特色を生かした市町の審査会への委員派遣や教育機関等への講師派遣などの公益的な活動や地域との交流を通じて、地域社会への貢献を強化していきます。特に、令和4年度より三重県から運営を受託しています「三重県障がい者スポーツ支援センター」では、三重とこわか大会に向けて培った成果を生かし、三重県と連携しながら県内における障がい者スポーツの推進に寄与していきます。

② 財務の視点

人材不足による事業縮小を一時的なものに留めるため、迅速な人材採用を推進するとともに、職員の処遇改善にも適切に取り組む必要があります。そのためには、現在の福祉ニーズを的確に把握し、将来を見据えた計画的な運営を行うことが求められます。利用者が必要とされる施設づくりを推進し、施設利用率の向上を図ることで、安定した収益の確保に努め、収支の均衡が取れた自立的な経営を目指します。

また、光熱水費をはじめとする物価高騰が懸念される中、引き続き業務効率化による経費削減及び費用対効果の向上を図り、健全な財務状況を維持します。

さらに、経営情報の公表及び顧問税理士による定期的な監査を継続することで、経営の公正性及び透明性を確保します。

③ 内部プロセスの視点

引き続き、評議員会や理事会等の適正な運営と透明性の高い法人運営を維持するとともに、常勤理事による経営会議を定期的に開催し、法人の管理体制及び内部統制の機能強化を図ります。また、マネジメントシートや個人目標シートを活用し、対話による業務の進捗管理を行います。

第六次中期経営計画で掲げた目標のうち、達成に至らなかった課題を明確にするとともに、新たに生じた課題にも対応できるよう目標を設定し、次期中期経営計画を策定します。

④ 学習と成長の視点

事業団における最大の経営資源は人材です。人材採用が困難となる中、各種教育機関との連携強化による PR や採用試験の複数回実施など、優秀な人材確保に向けた新たな方策を展開するとともに、職員の成長と意欲を促進し、離職防止に努めます。その一環として、専門性の高い他法人の視察などを通じた学びの機会の提供や伝達研修の実施、個別面談及び人事考課制度を活用した管理職による職員の能力開発支援を推進します。

また、チームワークの向上や組織の活性化、経営参画意識の醸成を図るため、職員と役員・幹部職員が意見交換できる機会を設け、円滑かつ良好なコミュニケーションを促進する組織風土の形成を進めます。

さらに、安心して働けるとともに、働きがいを持てる職場づくりを進めるため、業務及び職場環境の改善、ワークライフバランスに配慮した取組、ハラスメント防止、適切な処遇改善などを推進します。

(2) 事務局

事務局は法人運営全般の業務を担当しており、業務執行の決定機関である理事会の開催や法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会の開催、経営方針の協議を行う経営会議の開催に係る業務、各施設運営の支援など、法人の中核的な業務を担います。

理事会・評議員会・監事監査

	開催時期	内容
監事監査	5 月	・令和 6 年度事業及び決算監査
理事会	5 月	・令和 6 年度事業報告及び決算の承認について ・評議員候補者の推薦について ・令和 7 年度定時評議員会の招集について ・令和 7 年度定時評議員会の議案及び報告の提案について
定時評議員会	6 月	・令和 6 年度決算の承認について ・役員の選任について
理事会	6 月	・理事長の選定について ・業務執行理事の選定及び業務について
理事会	3 月	・令和 7 年度補正予算について ・令和 8 年度事業計画及び予算について

経理事務としては、社会福祉法人会計に基づいた質の高い会計業務を行い、予算の執行状況や収支などの財務の状況を、定期的に経営会議で共有することで、法人運営に活かします。特に、経理事務の正確性を期すため、税理士事務所に顧問を委託するとともに、決算においては、監査法人による外部監査を受審し、適切に情報公開することで透明性の確保を図ります。

人事管理としては、人事異動や人事考課に関する制度をより効果的に運用していきます。職員の採用については、就職エージェントや各種学校が参加する求人受付 NAVI に登録し、事業団ホームページを活用するなど、Web サイトで幅広く情報を発信するとともに、職場説明会の開催や就職フェアへの出展など積極的に採用活動を行い、将来を担う人材の確保に繋がります。

また、職員の労務管理や給与事務を適正に実施し、下表の事務局研修をはじめとする人材育成

に取り組むほか、国や県の施策・福祉の動向をいち早く取り入れ、規程や制度の改正、職員の処遇改善等に反映し、職員にとって働きやすい職場づくりを一層推進します。

事務局研修

研修名	実施時期	研修内容
新入職員研修	4月	法人理念、組織、制度の理解支援の基礎知識の習得等／外部機関による接遇マナーの習得
専任職登用時研修	4月	広い視野を持った高度な支援技術、専門的知識の習得
管理職(副課長・副寮長)昇格時研修	4月	管理職としての姿勢、知識の習得
管理職(課長・寮長)昇格時研修	4月	管理職としての姿勢、高度な知識の習得
管理職(次長・部長)昇格時研修	6～11月	組織における経営の改善、課題解決型研修
中堅職員研修	9月	高度な経営情報、サービス技能の習得
採用後6か月研修	10月	仕事の振返り、より高度な利用者支援の理解
課題別法人研修(管理職研修)	4月	マネジメント力の向上(労務管理等)
課題別法人研修(コンプライアンス研修)	6月	職員全体に共通する事項、課題等に関する研修(人権、経営、コンプライアンス等)
課題別法人研修(会計研修)	8月	
課題別法人研修(人権研修)	10月	

事業団の魅力を多くの方に知っていただくため、令和6年度からInstagramによる情報発信を開始しましたが、引き続き広報の活性化を図り、事業団のイメージアップに努めます。

第六次中期経営計画に基づく下記の取組を達成するためには、各施設及び各施設の委員会との協力が不可欠であり、目標達成に向けて取組を進めます。

また、各施設と連携して、同計画に基づく5年間の取組の成果と課題を総括するとともに、事業団を取り巻く環境の変化や、国や県の福祉政策の動向、地域のニーズなどを踏まえ、次期中期経営計画を策定します。

第六次中期経営計画等に基づく主な取組

- ・すべての職員が人権意識やコンプライアンス意識を高めることを目的とした、外部講師による人権研修の開催
- ・県民の障がいに対する理解促進のための講座等の開催、動画の配信
- ・動画配信等、若年者に向けた採用PR活動手法、新規発信先の開拓
- ・大学・短大生、専門学校生のインターンシップ受入れの試行
- ・理事長、施設長等と職員との意見交換会の開催
- ・職員提案制度の充実と職員のアイデアによる業務改善

(3) いなば園

いなば園では、虐待の再発防止を喫緊の課題と捉え、県の特別監査実施報告を踏まえ修正した「三重県いなば園虐待防止改善計画」に基づく取組を、虐待防止委員会の外部委員や改善評価委員の意見等を聴くとともに、県やコンサルタント等の指導も得ながら、引き続き推進し、安全かつ適切な施設運営と信頼の回復に努めていきます。

また、感染症の流行等で低下した施設稼働率については、徐々に回復させることで、収支の均衡に努めるとともに、建設費の高騰や地域のニーズの変化にも適合するよう、いなば園施設再整備計画を適宜見直すなど、将来的な施設・設備の改修等に備えていきます。

主な事業

- ① 指定障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設では、障害者総合支援法や児童福祉法に基づいた適切な施設サービスの提供を継続するとともに、短期入所事業を実施し、地域生活支援拠点として、地域で生活する障がい者の生活を支えています。また、入所利用者に対しても

本人の意思決定支援に重点を置き、本人の意向確認を適切に行い、地域生活への移行を推進していきます。

- ② 短期入所事業（単独型）を併設した生活介護事業（スマイルいなば）では、強度行動障がいのある方への専門的支援により、行動障がいに至る要因等のアセスメントを行うとともに、家族等のレスパイトを提供し、継続した地域生活を支えてきましたが、いなば園全体の職員不足の影響により、令和 7 年 3 月末をもって、事業を一時休止することとしました。いなば園の体制を整えたうえで、再開を含め、地域で必要とされる事業所のあり方を検討します。
- ③ 共同生活援助事業では、近隣地域内に 4 つのグループホームを運営し、地域の行事や自治会活動への積極的な参加を進め、地域社会とのつながりを持続的に深めて、障がい者と地域住民との相互理解と協力を図ります。
- ④ 多機能事業所工房いなばでは、就労継続支援 B 型事業と生活介護事業を実施し、生産活動や日中活動の機会を提供するとともに、活動に必要な知識や能力の維持・向上を目指します。
- ⑤ 多機能型事業所プリズムでは、在宅障がい児に特化した児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業を実施してきましたが、いなば園全体の職員不足の影響により、保育所等訪問支援事業を令和 6 年 6 月に、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を令和 6 年 12 月に休止しました。いなば園の体制を整えたうえで、再開を含め、地域で必要とされる事業所のあり方を検討します。
- ⑥ 特定相談支援事業（計画相談支援）及び障害児相談支援事業では、障害福祉サービス利用時に不可欠なサービス等利用計画の策定を行います。さらに、定期的なモニタリングを通じて、障がいを持つ方々がより良い生活を送れるよう支援していきます。
また、令和 4 年度からスタートした津市地域生活支援拠点事業についても、24 時間体制の相談対応と緊急時の受け入れ体制を維持し、障がい者の方々が地域で安心して暮らせるよう、サポートを継続します。
- ⑦ 診療所では、精神科・内科・歯科の診療を行い、いなば園の利用者や地域で生活する障がい者に医療サービスを提供します。
- ⑧ 地域とのつながりの強化に向けて、地域住民との交流事業や地域の小中学校や幼稚園等との交流事業、学校等の授業での講義を行います。また、専門性を活かして、市町が行う介護給付費の支給に関する審査会への委員派遣や地域の知的障がい者施設や教育機関への講師派遣等を継続します。
これらの活動により、地域共生社会の実現に向けて一層貢献していきます。

【参考】

事業名	・指定障害者支援施設	定員 40 名	3 寮
	・福祉型障害児入所施設	定員 30 名	1 寮
	・短期入所事業	空床型	
	・日中一時支援事業		
	・生活介護事業	定員 20 名	（休止）
	・短期入所事業	定員 10 名	単独型（休止）
	・指定共同生活援助事業	定員 23 名	
	・多機能型 就労継続支援 B 型事業	定員 20 名	
	生活介護事業	定員 11 名	
	・多機能型 児童発達支援事業	}	定員 10 名（休止）
	放課後等デイサービス事業		

保育所等訪問事業 (休止)

- ・ 特定相談支援事業
- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 津市地域生活支援拠点事業
- ・ 三重県いなば園診療所

(4) 身体障害者総合福祉センター

令和 7 年度は、第 4 期（令和 3 年度から令和 7 年度）指定管理の最終年度となります。施設設備については、令和 5 年度の三重県による屋上防水・外壁塗装工事に引き続き、令和 7 年度からは、障害者支援施設の個室化及び浴室の改修等工事が行なわれることとなりましたので、利用者へのさらなるサービス向上を図るため、県と密接に連携していきます。

今後も、虐待防止や地域貢献に努めるとともに、利用者に快適に利用していただけるよう、良質なサービスの提供や収支均衡経営などに向けて、身障センターを適正に管理・運営し、選ばれる施設づくりを進めていきます。

また、「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」や「障がい者スポーツ推進事業」を三重県から受託し、高次脳機能障がいのある方々への支援や普及啓発を行うとともに、三重県が開設した「三重県障がい者スポーツ支援センター」を中心に、三重県の障がい者スポーツを牽引していきます。

主な事業

①身体障害者福祉センターA型事業

身体障がいに関する各種相談や機能回復訓練を行い、県内関係施設のセンター的役割を果たすとともに、スポーツ・レクリエーション等を通して、障がい者の自立と社会参加を促進します。また、ボランティアの養成等にも努めます。

ア) 各種相談の実施

イ) リハビリテーションの実施

(医療保険による外来リハビリテーション、介護保険による居宅サービス・介護予防サービス)

ウ) 障がい者スポーツの推進

(パラスポーツ指導員の養成、身体障害者総合福祉センターにおける定期的な障がい者スポーツ教室の開催、運動施設の管理・運営、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催等)

エ) 宿泊室の運営

オ) リフトバスの有効活用等

カ) 福祉用具製品化支援事業

(みえテクノエイドセンターの運営、みえ福祉用具フォーラムの開催等)

キ) 総合福祉センター全体の普及啓発

ク) 実習生及びボランティアの受入れ

②障害者総合支援法による指定障害者支援施設〔生活援助棟〕

障害者総合支援法による「指定障害者支援施設」として、障がい者が一定期間入（通）所して、地域や家庭で生活するために必要な生活技術や生活管理能力を身につけるとともに、社会参加を果たすために必要な各種のリハビリテーションを総合的に実施します。令和 5 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した利用率は、徐々に回復してきており、今後も利用者及び利用者家族等のニーズに的確に対応していきます。

また、社会的要請に応じるために関係医療機関や行政等との連携を強化し、障がいのある方への意思決定支援の実施や自己決定を尊重し、相談支援事業者等と連携を図りながら、希望に沿った地域生活への移行を支援します。また、地域移行後の生活の質を向上させるための支援を一層強化します。

令和7年度からは、地域における福祉サービスの質の向上や、利用者と地域とのつながりを深めることを目的とした地域連携推進会議を開催します。

ア) 施設入所支援	定員 40 名
イ) 日中活動支援	
自立訓練（機能訓練）	定員 32 名
自立訓練（生活訓練）	定員 16 名
生活介護	定員 6 名
就労移行支援	定員 6 名
ウ) 短期入所	併設型定員 2 名、空床型

③障がい者スポーツ推進事業

三重県障がい者スポーツ支援センターでは、障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、障がい者スポーツへの参加機会の提供、障がい者スポーツコンシェルジュによる総合窓口事業や全国障害者スポーツ大会に向けた選手の発掘・育成を行います。

また、障がい者スポーツを支える人材育成のため、パラスポーツ指導員の養成研修や障がい者スポーツ教室を開催しています。スポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を促進していけるよう取り組んでいきます。

④医学的評価・診断業務

県障害者相談支援センターと連携し、障がいのある方の補装具支給に関する医学的判定（来所判定）・診断業務を行っています。

⑤高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

三重県から受託する「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」では、高次脳機能障害支援コーディネーターを配置するとともに、「三重県高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業相談支援体制連携調整委員会」を設置し、医療、福祉、行政が連携して取り組みます。

また、支援プログラム等を活用して高次脳機能障がい者（児）の社会復帰支援、支援計画の策定、継続的な相談支援等を実施し、障がいに対する理解と地域移行を促進していきます。

三重県厚生事業団 令和7年度 組織図

